

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2332号)

令和2年11月30日

横情審答申第2332号

令和2年11月30日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成30年12月20日こ西児第1248号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求人の子（特定個人）の西部児童相談所における保護理由および保護期間中の生活に関する記録。（2010年以降現在まで。）＊父への親権移間と保護解除に関するものを含む。」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求人の子（特定個人）の西部児童相談所における保護理由および保護期間中の生活に関する記録。（2010年以降現在まで。）＊父への親権移間と保護解除に関するものを含む。」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人の「子（特定個人）の西部児童相談所における保護理由および保護期間中の生活に関する記録。（2010年以降現在まで。）＊父への親権移間と保護解除に関するものを含む。」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年11月8日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、審査請求人が横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条第1項に定める本人開示請求権を有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件保有個人情報は、本件本人開示請求者以外の他者の情報であり、本件本人開示請求者が当該情報の本人となっていないことから、本人開示請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報ではない。したがって、本件本人開示請求について、本件本人開示請求者は条例第20条第1項に規定する本人開示請求権を有するとは認められないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 文章作成時点では、請求者は親権者であり、当個人情報を知る権利がある。
- (3) 職員個人情報については、最高裁判所平成12年（行ヒ）第16号により個人情報に

当たらないため、開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 児童相談所の相談援助業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項及び第59条の4第1項）である。

横浜市は、4か所の児童相談所（中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所）を設置し、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受け、児童及び保護者又は関係機関への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。なお、児童相談所ではこのほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所措置の業務等を行っている。

児童相談所は、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関する事、知的障害、自閉症等の障害に関する事などの様々な問題等について、家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行う相談援助業務を行っており、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人の子である特定個人（以下「本件児童」という。）に係る記録であり、本件児童の保有個人情報である。

(3) 本人開示請求権について

ア 条例第20条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。この本人開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、他者の保有個人情報は、本人開示請求の対象とはならない。

イ 本件本人開示請求は、本件児童の記録について審査請求人が開示を求めており、他者の保有個人情報を指定して開示を求めたものである。そうすると、本件保有個人情報は、本人開示請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報ではない。したがって、審査請求人は、本人開示請求権を有するとは認められない。

ウ なお、審査請求人は、本件保有個人情報を作成された時点では本件児童の親権者であり、本件保有個人情報を知る権利がある旨主張している。しかし、親権者であっても子の法定代理人として代理請求ができるだけであり、代理権を行使せずに子の保有個人情報について本人開示請求をすることは認められない。

(4) 結論

以上のおおりに、実施機関が、本件保有個人情報について、審査請求人は本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 30 年 12 月 20 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成 31 年 1 月 22 日 (第 323 回 第一部会) 平成 31 年 1 月 24 日 (第 243 回 第三部会) 平成 31 年 1 月 25 日 (第 351 回 第二部会)	・諮問の報告
令和 2 年 3 月 24 日 (第 337 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 7 月 30 日 (第 339 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 8 月 25 日 (第 340 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 9 月 24 日 (第 341 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 10 月 26 日 (第 342 回 第一部会)	・審議